

## 実 務 事 例

分類	給与	作成年月日	平成27年6月10日
表題	養子縁組をした子どもの各種手続き(給与基本報告書4)		
内容	<p>① 事務処理内容  H27.6.10に養子縁組(外国人)が成立したことに伴い3つの認定事務をおこなった。  (1) 扶養手当認定手続き  (2) 共済組合 被扶養者認定手続き  (3) 児童手当認定  ※税法控除手続きは年末調整で行う予定</p> <p>② 問題点や苦労したこと(間違いなどで指摘されたこと)  (1) 扶養手当  ・扶養親族簿とセットで作成する給与基本報告書4の名前の欄に名前が長すぎて全部が入りきれない。(カタカナで16~20文字の名前)</p> <p>③ 実際やったこと、工夫したこと(訂正したこと)  学校人事課へ問い合わせたところ、5文字(カラム36~カラム44)と決まっているので、途中で名前が切れても5文字までの記入でよい、との事だった。</p>		
添付書類	(1) 扶養手当・・・扶養親族届、戸籍謄本(子どもとの関係がわかるもの)、義務教育終了している子の所得証明書、配偶者無職無収入の申立書、扶養する旨の申立書、 (2) 被扶養者認定・・・被扶養者申告書、扶養親族届(写)、申立書 (3) 児童手当認定・・・世帯全員記載の住民票、児童手当用所得証明書 戸籍謄本等事実(養子縁組)のわかるもの、消滅届		
感想	引き継ぎ時に養子縁組申請中という事を聞いていたので、ある程度の心の準備はできていたのでよかった。 養子縁組をした子どもさんが外国人(妻も外国人)だったため、定型の様式に名前が入りきれずに困った。 数日悩んでいたが、「5文字までです。」と言われ、あっさり解決してしまった。 なかなか例のない事だったので、学校人事課に電話をしてしまった。		

※ 分類は、給与手当・旅費・文書・共済組合・予算・諸会計・備品管理・その他等